

第3回 神戸川の河川環境に関する専門委員会

- 河川環境管理基本計画
- 自然再生推進法

「河川環境管理基本計画」とは

河川は、山あいの川や町なかの川など、その地域ごとに環境がことなります。そこで地元住民、学識者の方々のご意見を参考に、川・人・生物の相互のつながりを考えると共に、河川周辺での“まちづくり計画”などとの調和を図り、その地域に適した河川環境を創造・保全・利用するための方針を定め基本計画を立案します。

河川環境管理基本計画には水辺に関する河川空間管理計画と、水質や水量に関する水環境管理計画があります。

ブロック計画

一つの水系の中で、地形・人口分布・川の利用状況・景観などから、管理方針が同一と思われる区域を一つのブロックにまとめます。

ゾーン計画

貴重な自然が残されている区域や利用の要望が多い区域を一つのゾーンとし、保全・整備のあり方を明確にします。

拠点地区計画

川の中で特に素晴らしい自然や景観が見られる所や多くの人の利用が考えられる所を拠点地区と設定します。

ネットワーク計画

川の周辺の史跡や景勝地及び公園などをサイクリング道路や散策路などで結び、ネットワークを形成します。

現在の策定状況

現在、一級河川斐伊川・江の川・高津川の3水系、出雲・大田・浜田・益田・隠岐の5地区の二級河川について策定を終えています。



出雲地区の策定状況

出雲地区河川環境管理基本計画

～ スサノヲの里に 躍動する 緑と清流

未来をひらく神門の流れ ～

平成 7 年 3 月

島 根 県

出雲地区河川空間管理計画

平成 7 年 3 月

島 根 県

○河川環境管理基本計画の 策定について

昭和五八・六・二八 建設省河計発五二
北海道開発局建設部長
各地方建設局長
沖縄総合事務局開発建設部長
あて 河川局長通達

近年、河川の流域は都市化の進展、生産活動の拡大等によつて急激に変ぼうし、これに伴つて河川環境が著しく変化するとともに、地域社会の河川環境に関する要請も一層増大し、かつ、多様化するに至つており、河川環境の適正な管理は、重要な課題となつてゐる。

このため、昭和五十六年三月に建設大臣から河川審議会に「河川環境管理のあり方」について諮問をし、同年十二月に答申を受けた。

以来、この答申の趣旨を踏まえてその具体化について検討を進めてきたところであるが、このたび河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的事項を定める「河川環境管理基本計画」について別添のとおり策定方針を定めたので、貴管内の河川のうち、河川環境が地域社会の生活環境の形成に特に重要な役割を果たしている河川については、本計画の策定を行うとともに、河川環境の適正な管理に努められたい。

河川環境管理基本計画の策定について 旧建設省通達文（抜粋）

河川環境管理基本計画策定方針

一 河川環境管理基本計画（以下「基本計画」という。）は河川の治水及び利水機能を確保しつつ河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めるものである。

基本計画は河川の水量及び水質、河川空間等に関する河川環境の適正な管理の観点から、河川管理者がこれを策定し、良好な河川環境の整備、誘導等に資するものであること。

二 基本計画は水系又は主要な河川ごとに策定するものとし、策定に当たっては当該河川に係る工事実施基本計画等の治水及び利水に関する計画に基づくとともに、基本計画と密接に関連する他の法令等による計画との整合を図るものとする。

三 基本計画には地方公共団体等が主体となり実施される事業等も含まれることから計画策定に当たっては河川管理者、関係地方公共団体等から構成される河川環境管理の協議会等を設置し、その意見を聴くものとする。

なお、基本計画に定める基本的事項のうち水環境管理に係る事項については、水質汚濁防止連絡協議会等の意見を聴くものとする。

また、基本計画を策定したときは速やかに本職に報告するものとする。

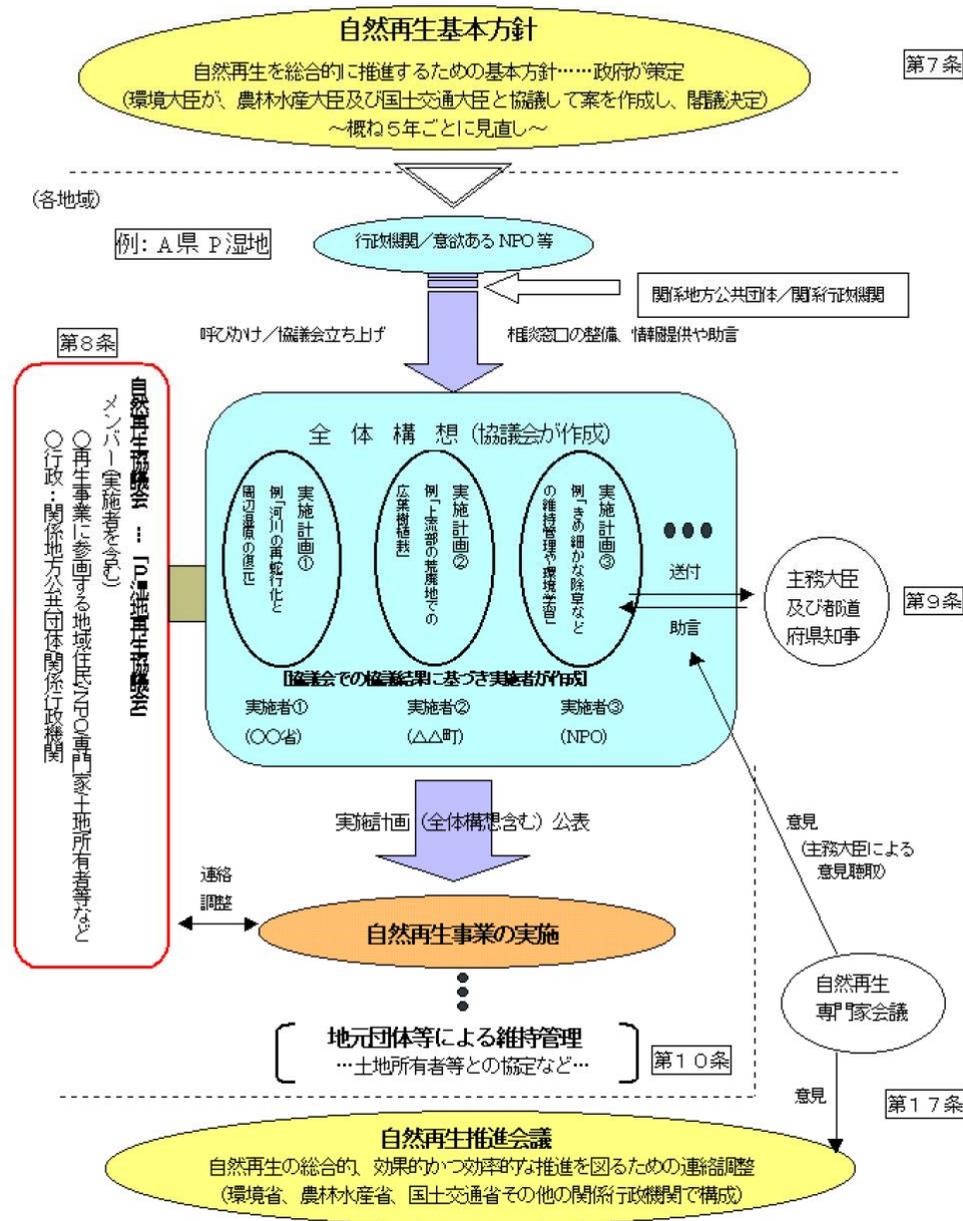
四 基本計画には、以下の基本的事項を定めるものとする。

河川環境管理基本計画の策定について 旧建設省通達文（抜粋）

- (1) 水環境管理に係る基本的事項
 - (イ) 水量及び水質の総合的管理に関する基本構想
 - (ロ) 水量及び水質の監視に関する計画
 - (ハ) 河川管理施設の管理に関する計画
 - (ニ) 許可工作物の管理に関する計画
 - (ホ) 水環境の改善のための事業の実施に関する計画
 - (ヘ) 水環境に関連する他の施策との調整に関する方針
 - (ト) その他水環境管理に係る重要な事項
- (2) 河川空間環境管理に係る基本的事項
 - (イ) 河川空間の適正な保全と利用に関する基本構想
 - (ロ) 河川空間の整備のための事業の実施に関する計画
 - (ハ) 河川工事及び占用許可等に当たつて配慮すべき事項
 - (ニ) 河川空間管理に関連のある他の施策との調整に関する方針
 - (ホ) その他河川空間環境管理に係る重要な事項

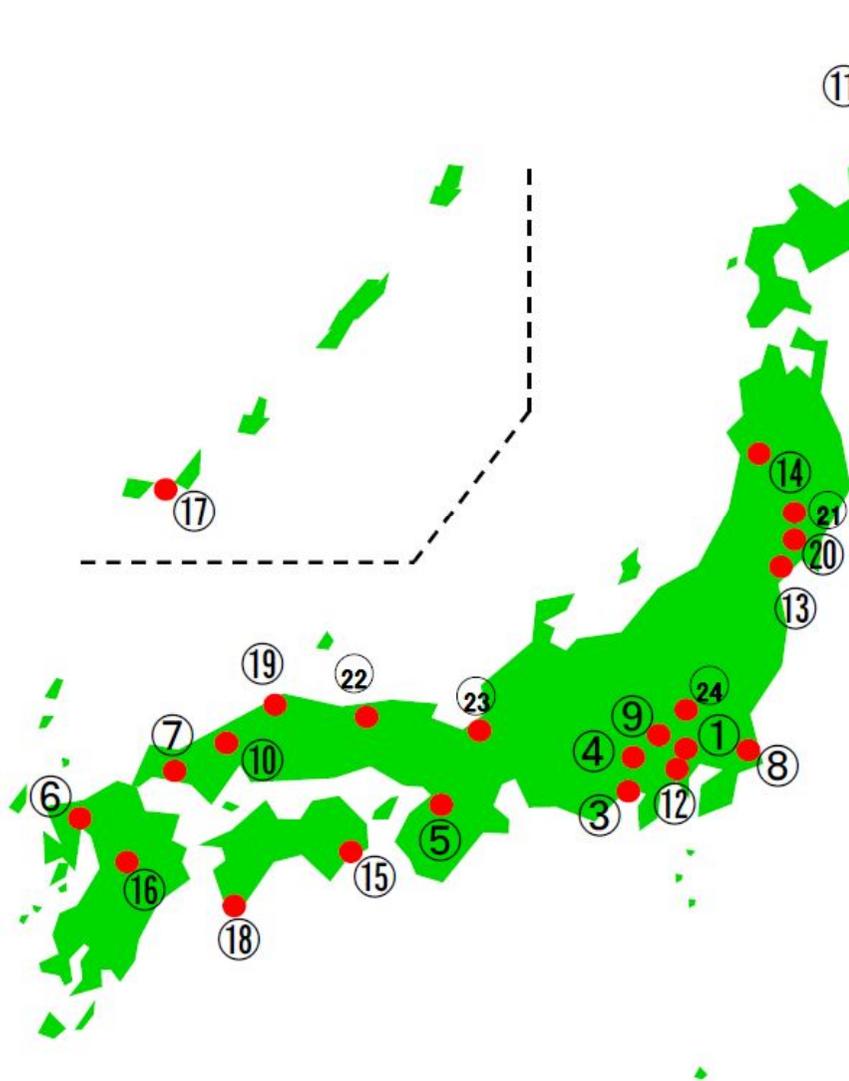
ただし、河川の水環境及び空間環境の現状、流域の現状並びにこれらの将来見通し並びに河川環境管理に関連する施策の実施状況等を総合的に勘案して、当分の間、水環境管理に係る基本的事項又は河川空間環境管理に係る基本的事項のうちいずれか一方の事項を定めること又は基本事項の一部を定めることができるものとする。

自然再生推進法の仕組み



自然再生協議会（設置箇所）の全国位置図

H24.3月末現在



	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰	石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30
⑳	伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20.9.7
㉑	久保川イーハートープ自然再生協議会	H21.5.16
㉒	上山高原自然再生協議会	H22.3.21
㉓	三方五湖自然再生協議会	H23.5.1
㉔	多々良沼・城沼自然再生協議会	H24.1.22

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況（全国）

現在全国各地で24の自然再生協議会が設立され、それぞれの地域において全体構想及び実施計画の作成などが進められています。

平成24年3月末現在

	協議会名	位置	概要	構成員数	全体構想作成日	実施計画作成日
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生および壮齢化した河畔林の保全・再生を検討。	45	H16.3.31 H18.5.28変更	H23.1.28
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	117	H17.3.31	H18.2.28/遠古武 H18.1.31/青標茶 H18.1.31/雪裡・梶呂 H18.8.1/茅沼地区 H18.8.1/久着呂川 H19.9.6/雷別
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の浅沼沼における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討。	62	H19.3.1	H20.12.8
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	36	H20.3.21	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神於山においてクスギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカン・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討。	42	H16.10.21	H17.6.1
6	程原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	36	H17.1.26	H17.3.31
7	権野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	権野川河口域・干潟の自然環境を再生し維持していくことを検討。	56	H17.3.31	—
8	霞ヶ浦浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	41	H17.11.27	H18.11.27/A区間 H19.9.14/B区間
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	72	H17.3.12	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	30	H18.3.31	H18.10.30
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	47	H18.2.2	H18.7.13/国土交通 省北海道開発局 内開発建設部 他 H21.7.2/環境省
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	39	H18.9.13	H18.10.16
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	23	H18.9.16	H20.3.29
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	16	H18.3.31	H18.10.20（第1期） H21.4.27（第1期変更） H23.3.23（第2期）
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	54	H18.3.31	H23.7.29
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	212	H19.3.7	H21.3.4（野草地） H23.3.10（草原湿地）
17	石西標湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集の修復などを通じてのサンゴ礁生態系の再生を検討。	89	H19.9.1	H20.6.13
18	竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴを再生するため、海底に堆積した泥土の除去や、森林や河川などからの土砂流出、周辺地域からの生活排水など、流域からの様々な環境負荷を抑制することを検討。	73	H20.3.28	H22.1.28
19	中海自然再生協議会	鳥根県 鳥取県	戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた中海全体の自然環境の再生を検討	83	H20.11.22	—
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	周辺の農村環境や地域の人々の生活と共存しながら、豊かな水生植物群落を復元し、多様な水鳥、在来魚が生息していた湿地環境、湿原景観を再生することを検討。	39	H21.10.31	—
21	久保川イーハート自然再生協議会	岩手県	ため池等での外来種対策、適切な管理による雑木林や河畔域の生物多様性の保全再生を図り、恵み豊かな里地里山の自然を次世代に引き継ぐことを検討。	28	H21.5.16	H21.5.16（ため池） H22.5.16（広葉樹林）
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	スギ等の人工林の広葉樹への転換と二次的自然であるススキ草原の再生を検討。	8	H22.3.21	—
23	三方五湖自然再生協議会	福井県	三方五湖の湖沼環境の保全・再生を検討。	63	H24.3.4	—
24	多々良沼・城沼自然再生協議会	群馬県	多々良沼・城沼の湖沼環境を保全・再生し、新たな人との関わりの創出を検討。	54	H24.1.22	—